

2021年1月15日

一般社団法人 投資信託協会  
会長 松谷 博司 殿

(商号) ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社  
(代表者) 代表取締役社長 高村 孝

### 正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則  
第10条第1項第17号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

## 1. 委託会社等の概況

### (1) 資本金の額

#### ① 資本金の額 (2020年11月30日現在)

委託会社の資本金の額は金3億1千万円です。

#### ② 発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は6,200株です。

#### ③ 発行済株式の総数

委託会社の発行済株式総数は6,200株です。

#### ④ 最近5年間における主な資本金の額の増減

該当事項はありません。

### (2) 委託会社の機構

#### ① 会社の意思決定機構

取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定します。代表取締役社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、代表取締役社長に事故があるときにその職務を代行します。監査役は、委託会社の会計監査を行います。各部には、部長をおき、部長は、代表取締役社長または取締役の命を受け、所属員を指揮監督し、部の業務を統括します。

#### ② 投資運用の意思決定機構

##### 1) 運用基本方針の決定

投資政策委員会で、投資対象地域経済、産業、政治について更に精緻に分析を行い、投資対象企業、債券を様々な面より分析しつつ、基本的な運用方針を決定します。

##### 2) 運用実施計画の作成

ファンド・マネージャーは決定された運用基本方針に基づいて、具体的な銘柄選択と運用実施計画を作成します。

##### 3) 運用の実行

ファンド・マネージャーは運用計画に基づいて、組入有価証券の売買等を指図します。

## 2. 事業の内容及び営業の概況

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業、第1種金融商品取引業及び第2種金融商品取引業を行っています。

2020年11月30日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、130本であり、その純資産総額は2,234,688百万円です(親投資信託を除く、公募投資信託および私募投資信託の合計値です。)。

### 3. 委託会社等の経理状況

1. 委託会社であるステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社（以下「委託会社」という）の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規制」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という）ならびに同規則第38条第1項及び第57条第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2020年6月29日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社  
取締役会 御中

**EY新日本有限責任監査法人**

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤雅人  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運

---

(注) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の

---

(注) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## (1) 貸借対照表

科 目	期 別	前 事 業 年 度		当 事 業 年 度			
		( 2019 年 3 月 31 日 現 在 )	金 額	構成比 %	( 2020 年 3 月 31 日 現 在 )	金 額	構成比 %
流動資産の部							
預金			2,933,318			3,114,127	
有価証券			44,368			21,254	
前払費用			42,741			39,342	
前払収入			15,949			9,920	
未収還付料			500,748			902,862	
未収委託報酬			2,367			-	
未収委託料			617,227			660,964	
未収収益			122,922			40,244	
流動資産計			4,279,642	60.3		4,788,718	65.6
固定資産の部							
有形建物	定額	資産	66,820	84,968		69,492	
器物	固定	資産	18,147			59,016	
工具	附屬	設備				10,475	
器具	備品	※1					
無形資産	定額	資産	0	0		0	
投資	ソフトウエア	資産					
その他の資産	その他の資産		2,732,068			2,445,819	
長期差入保証金	延税金	資産	63,377			69,819	
繰延税金	その他の投資	資産	2,662,416			2,369,725	
その他の投資			6,275			6,275	
固定資産計			2,817,037	39.7		2,515,312	34.4
資産合計			7,096,680	100.0		7,304,030	100.0

科	期 別	前 事 業 年 度		当 事 業 年 度	
		( 2019 年 3 月 31 日 現 在 )		( 2020 年 3 月 31 日 現 在 )	
		金 額	構成比 %	金 額	構成比 %
流	( 負 債 の 部 )				
預	未	134,522		137,851	
未	未	286,607		350,943	
未	未	123,825		140,557	
未	未	162,781		210,386	
未	未	1,928		11,122	
未	未	1,181		3,635	
未	未	27,995		72,142	
賞	未	57,088		67,981	
	流動負債計	509,323	7.2	643,675	8.8
固	定 負 債				
退	職 給 付 引 当 金	67,644		96,989	
	固定負債計	67,644	1.0	96,989	1.3
	負債合計	576,968	8.1	740,665	10.1
株	( 純 資 産 の 部 )				
資	主 資 本	6,519,711	91.9	6,563,364	89.9
利	益 本 金	310,000			
利	益 剰 余 金	77,500		77,500	
其	他 利 益 剰 余 金	31,620		31,620	
	別 途 積 立 金	6,100,591		6,144,244	
	純 資 産 合 計	6,519,711	91.9	6,563,364	89.9
	負 債 ・ 純 資 産 合 計	7,096,680	100.0	7,304,030	100.0

## (2) 損益計算書

科 目	期 別	前 事 業 年 度		當 事 業 年 度	
		自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日		自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日	
		金 額	構成比 %	金 額	構成比 %
營業収益					
委託者報酬		2,337,607		2,392,782	
投資顧問収入		2,367,856		2,907,674	
その他営業収益	※	17,873		66,452	
営業収益計		4,723,337	100.0	5,366,908	100.0
営業費用					
支払手数料		502,719		520,256	
広告宣伝費		39,808		30,443	
公告費		1,140		1,140	
調査費		585,088		632,099	
調査費		353,007		369,545	
委託調査費		230,952		261,450	
図書費		1,129		1,102	
委託計算費		153,098		265,563	
営業雑経費		44,871		39,755	
通信費		4,783		4,801	
印刷費		9,076		15,648	
協会費		8,632		16,300	
諸会費		6,374		-	
その他		16,005		3,005	
営業費用計		1,326,726	28.1	1,489,258	27.7
一般管理費					
給料		1,315,296		1,322,366	
役員報酬		211,622		197,080	
給料・手当		876,471		848,305	
賞与		192,102		253,121	
賞与引当金繰入額		35,098		23,858	
交際費		3,029		10,725	
旅費交通費		21,095		8,872	
租税公課		6,373		8,801	
不動産賃借料		104,671		97,021	
退職給付費用		79,897		106,349	
固定資産減価償却費		21,600		22,666	
福利厚生費		116,798		126,755	
事務手数料	※	773,947		1,057,318	
諸経費		190,123		186,258	
一般管理費計		2,632,834	55.7	2,947,135	54.9
営業利益		763,777	16.2	930,515	17.3
営業外収益					
為替差益		-		166	
有価証券運用益		1,711		3,384	
雑収入		50		63	
営業外収益計		1,762	0.0	3,614	0.1
営業外費用					
支払利息		-		-	
為替差損		46		289	
有価証券運用損		-		4,123	
雑損失		277		490	
営業外費用計		324	0.0	4,903	0.1
経常利益		765,215	16.2	929,225	17.3
特別利益					
事業再構築費用戻入		5,262		-	
特別利益計		5,262	0.1	-	0.0
特別損失					
事業再構築費用		6,296		102,351	
事務処理損失		714		-	
ゴルフ会員権売却損		2,800		-	
特別損失計		9,811	0.2	102,351	1.9
税引前当期純利益		760,665	16.1	826,874	15.4
法人税、住民税及び事業税		530	0.0	530	0.0
法人税等調整額		269,303	5.7	292,691	5.5
当期純利益		490,831	10.4	533,652	9.9

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:千円)

	資本金	株主資本					株主資本合計	純資産合計
		利益準備金	利	益	剩	余		
			別途積立金	その他利益 剰余金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	310,000	77,500	31,620	5,609,759	5,718,879	6,028,879	6,028,879	6,028,879
当期変動額								
当期純利益	-	-	-	490,831	490,831	490,831	490,831	490,831
当期変動額合計	-	-	-	490,831	490,831	490,831	490,831	490,831
当期末残高	310,000	77,500	31,620	6,100,591	6,209,711	6,519,711	6,519,711	6,519,711

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

	資本金	株主資本					株主資本合計	純資産合計
		利益準備金	利	益	剩	余		
			別途積立金	その他利益 剰余金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	310,000	77,500	31,620	6,100,591	6,209,711	6,519,711	6,519,711	6,519,711
当期変動額								
剰余金の配当	-	-	-	(490,000)	(490,000)	(490,000)	(490,000)	(490,000)
当期純利益	-	-	-	533,652	533,652	533,652	533,652	533,652
当期変動額合計	-	-	-	43,652	43,652	43,652	43,652	43,652
当期末残高	310,000	77,500	31,620	6,144,244	6,253,364	6,563,364	6,563,364	6,563,364

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券 売買目的有価証券 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（取得原価は移動平均法により算定）を採用しております。
2. 固定資産の減価償却方法	(1) 有形固定資産 ①リース資産以外の有形固定資産 定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物附属設備 9～10年 器具備品 3～7年
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき金額を計上しております。  (2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異 発生の翌事業年度に一括損益処理しております。
5. その他 財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響に関する仮定について）

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大やそれに伴う経済活動停滞による影響は今後1年程度続くものと想定し、当社が顧客から收受する投資顧問料等に一定の影響があるとの仮定を置いております。かかる仮定に基づいた今後の業績見通し及び将来収益力等を勘案し、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に基づき、繰延税金資産の回収可能性について慎重に検討し、繰延税金資産を計上しています。

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 ( 2019年3月31日現在 )	当事業年度 ( 2020年3月31日現在 )
※1. 有形固定資産の減価償却累計額	※1. 有形固定資産の減価償却累計額
建物附属設備 54,843千円	建物附属設備 68,147千円
器 具 備 品 38,003千円	器 具 備 品 46,953千円

関係会社に係る注記 該当事項はありません。	関係会社に係る注記 同左
--------------------------	-----------------

(損益計算書関係)

前事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月 31日	当事業年度 自 2019年4月 1日 至 2020年3月 31日
<p>※移転価格調整金の取り扱いに係る注記</p> <p>当社とステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーはグループ間移転価格調整の方針に従って調整額を精算することとしております。当事業年度にステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーから当社に支払われた調整額 17,341 千円は、損益計算書のその他営業収益に、また、当社がステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーに支払った調整額 773,947 千円は、損益計算書の事務手数料に含まれております。</p>	<p>※移転価格調整金の取り扱いに係る注記</p> <p>当社とステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーはグループ間移転価格調整の方針に従って調整額を精算することとしております。当事業年度にステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーから当社に支払われた調整額 65,925 千円は、損益計算書のその他営業収益に、また、当社がステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーに支払った調整額 1,057,318 千円は、損益計算書の事務手数料に含まれております。</p>
関係会社に係る注記 該当事項はありません。	関係会社に係る注記 同左

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2018年4月 1日 至 2019年3月 31日）

1. 発行済株式の総数に関する事項

	当事業年度期首	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末
普通株式	6,200 株	-	-	6,200 株

2. 当事業年度中に行った剩余金の配当に関する事項

該当ありません。

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	490,000 千円	利益剰余金	79,032.25 円	2019年3月 31日	2019年6月 27日

当事業年度（自 2019年4月 1日 至 2020年3月 31日）

1. 発行済株式の総数に関する事項

	当事業年度期首	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末
普通株式	6,200 株	-	-	6,200 株

2. 当事業年度中に行った剩余金の配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	490,000千円	79,032.25円	2019年3月31日	2019年6月27日

### 3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2020年6月24日 定時株主総会	普通株式	533,000千円	利益剰余金	85,967.74円	2020年3月31日	2020年6月25日

#### (金融商品関係)

##### 1. 金融商品の状況に関する事項

###### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言業、第二種金融商品取引業及び第一種金融商品取引業を行っております。これらの事業を行うための資金運用については、短期的な預金等に限定し、資金調達については、現状必要性を想定しておりません。

###### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社の営業債権である未収委託者報酬は、投資信託及び投資法人に関する法律により、信託銀行において分別管理される信託財産のため、当該報酬は、計理上日々の未払委託者報酬として投資信託財産の負債項目に計上されています。このため、顧客の信用リスクは限定されております。

同じく営業債権である未収投資顧問料は、概ね6か月以内に回収される債権であり、また顧客の業種等も多岐にわたり分散されていることから、顧客の信用リスクは限定されております。

##### 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

2019年3月31日現在

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預金	2,933,318	2,933,318	—
(2)未収入金	500,748	500,748	—
(3)未収委託者報酬	617,227	617,227	—
(4)預り金	134,522	134,522	—
(5)未払手数料	123,825	123,825	—
(6)その他未払金	162,781	162,781	—

###### (注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

###### (1) 預金

預金は、すべて満期のない預金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

###### (2) 未収入金、(3) 未収委託者報酬、(4) 預り金、(5) 未払手数料及び(6) その他未払金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注 2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

償還予定までの期間が 1 年を超えるものはありません。

(注 3) 社債、長期借入金、リース債務およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

記載すべき事項はありません。

2020 年 3 月 31 日現在

(単位 : 千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	3,114,127	3,114,127	—
(2) 未収入金	902,862	902,862	—
(3) 未収委託者報酬	660,964	660,964	—
(4) 預り金	137,851	137,851	—
(5) 未払手数料	140,557	140,557	—
(6) その他未払金	210,386	210,386	—

(注 1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 預金

預金は、すべて満期のない預金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 未収入金、(3) 未収委託者報酬、(4) 預り金、(5) 未払手数料及び(6) その他未払金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注 2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

償還予定までの期間が 1 年を超えるものはありません。

(注 3) 社債、長期借入金、リース債務およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

記載すべき事項はありません。

(有価証券関係)

前事業年度 ( 2019 年 3 月 31 日 現在 )	当事業年度 ( 2020 年 3 月 31 日 現在 )
売買目的の有価証券	売買目的の有価証券
貸借対照表計上額 当事業年度の損益 に含まれた評価差額	貸借対照表計上額 当事業年度の損益 に含まれた評価差額
44,368 千円 1,704 千円	21,254 千円 △4,123 千円

(デリバティブ取引関係)

前事業年度 自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日	当事業年度 自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日
該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

前事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月 31日	当事業年度 自 2019年4月 1日 至 2020年3月 31日
2011年4月1日に確定給付企業年金制度（キャッシュ・バランス・プラン）、確定拠出年金制度を導入いたしました。 また、2000年9月29日より退職給付信託を設定しております。	同左

## 2. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月 31日
退職給付債務の期首残高	473,087
勤務費用	51,555
利息費用	-
数理計算上の差異の発生額	52,891
退職給付の支払額	△75,129
退職給付債務の期末残高	502,405

(単位：千円)

	当事業年度 自 2019年4月 1日 至 2020年3月 31日
退職給付債務の期首残高	502,405
勤務費用	57,391
利息費用	-
数理計算上の差異の発生額	△ 53,802
退職給付の支払額	△ 85,470
退職給付債務の期末残高	420,524

## 3. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月 31日
年金資産の期首残高	380,344
期待運用収益	2,814
数理計算上の差異の発生額	32,480
事業主からの拠出額	56,396
退職給付の支払額	△ 75,129
年金資産の期末残高	396,905

(単位：千円)

		当事業年度 自 2019年4月 1日 至 2020年3月 31日
年金資産の期首残高		396,905
期待運用収益		2,938
数理計算上の差異の発生額		△ 28,742
事業主からの拠出額		54,241
退職給付の支払額		△ 85,470
年金資産の期末残高		339,872

## 4. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

		前事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月 31日
積立型制度の退職給付債務		502,405
年金資産		△ 396,905
		105,499
非積立型制度の退職給付債務		—
未積立退職給付債務		105,499
未認識数理計算上の差異		△20,411
未認識過去勤務費用		△17,443
貸借対照表に計上された負債と資産の純額		67,644

(単位：千円)

		当事業年度 自 2019年4月 1日 至 2020年3月 31日
積立型制度の退職給付債務		420,524
年金資産		△ 339,872
		80,651
非積立型制度の退職給付債務		—
未積立退職給付債務		80,651
未認識数理計算上の差異		△ 25,059
未認識過去勤務費用		△ 8,721
貸借対照表に計上された負債と資産の純額		96,989

## 5. 退職給付費用の内訳

(単位：千円)

		前事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月 31日
確定給付制度に係る退職給付費用		58,810
(1)勤務費用		51,555
(2)利息費用		—
(3)期待運用収益 (減算)		2,814
(4)過去勤務費用の費用処理額		8,721
(5)数理計算上の差異の費用処理額		1,347

(単位：千円)

		当事業年度 自 2019年4月 1日 至 2020年3月 31日
確定給付制度に係る退職給付費用		86,784
(1)勤務費用		57,391
(2)利息費用		—
(3)期待運用収益 (減算)		2,938
(4)過去勤務費用の費用処理額		8,721
(5)数理計算上の差異の費用処理額		20,411
(6)その他		3,198

## 6. 年金資産に関する事項

前事業年度（2019年3月31日現在）

### ① 年金資産の内訳

保険資産（一般勘定）	98.1%
<u>その他</u>	1.9%
合計	100.0%

### ② 長期期待運用收益率の設定方法

年金資産の長期期待運用收益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の收益率を考慮しております。

当事業年度（2020年3月31日現在）

### ① 年金資産の内訳

保険資産（一般勘定）	97.7%
<u>その他</u>	2.3%
合計	100.0%

### ② 長期期待運用收益率の設定方法

年金資産の長期期待運用收益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の收益率を考慮しております。

## 7. 退職給付債務等の計算基礎に関する事項

前事業年度 (2019年3月31日現在)	
(1)割引率	0.0%
(2)長期期待運用収益率	0.75%
(3)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4)過去勤務費用の処理年数	発生時より 11年
(5)数理計算上の差異の処理年数	1年

当事業年度 (2020年3月31日現在)	
(1)割引率	0.0%
(2)長期期待運用収益率	0.75%
(3)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4)過去勤務費用の処理年数	発生時より 11年
(5)数理計算上の差異の処理年数	1年

## 8. 確定拠出制度

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

当社の確定拠出制度への要拠出額は 18,720 千円であります。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当社の確定拠出制度への要拠出額は 19,564 千円 であります。

(税効果会計関係)

前事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月 31日	当事業年度 自 2019年4月 1日 至 2020年3月 31日
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円)	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円)
繰延税金資産	繰延税金資産
連結納税適用に伴う影響額 1,225,179	連結納税適用に伴う影響額 612,589
賞与引当金繰入超過額 14,373	賞与引当金繰入超過額 17,497
退職給付引当金 21,778	退職給付引当金 31,083
繰越欠損金 1,372,856	(注) 繰越欠損金 1,652,186
その他 28,228	その他 56,367
繰延税金資産 合計 2,662,416	繰延税金資産 合計 2,369,725
繰延税金負債との相殺 -	繰延税金負債との相殺 -
繰延税金資産の純額 2,662,416	繰延税金資産の純額 2,369,725

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2019年3月31日現在）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (*1)	-	-	-	-	-	1,372,856	1,372,856
繰延税金資産	-	-	-	-	-	1,372,856	1,372,856

(\*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(\*2) 税務上の繰越欠損金 1,372,856 千円（法定実効税率を乗じた金額）について、繰延税金資産 1,372,856 千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産については、将来の課税所得の見込等により回収可能と判断しております。

当事業年度（2020年3月31日現在）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (*1)	-	-	-	-	-	1,652,186	1,652,186
繰延税金資産	-	-	-	-	-	1,652,186	1,652,186

(\*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(\*2) 税務上の繰越欠損金 1,652,186 千円（法定実効税率を乗じた金額）について、繰延税金資産 1,652,186 千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産については、将来の課税所得の見込等により回収可能と判断しております。

前事業年度（2019年3月31日現在）	当事業年度（2020年3月31日現在）
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳
法定実効税率 30.6%	法定実効税率 30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目 5.3%	交際費等永久に損金に算入されない項目 5.1%
その他 △ 0.5%	その他 △ 0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率 35.4%	税効果会計適用後の法人税等の負担率 35.4%

（資産除去債務関係）

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(1) 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィス及びバックアップセンターの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(2) 資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸借契約期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は35,341千円であります。資産除去債務の総額は当事業年度において、変動は有りません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(1) 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィス及びバックアップセンターの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(2) 資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸借契約期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は35,341千円であります。資産除去債務の総額は当事業年度において、変動は有りません。

(セグメント情報)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

2. セグメント関連情報

1. 商品及びサービスに関する情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域に関する情報

① 営業収益

本邦に所在している顧客への収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、集計対象より除外しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客に関する情報

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、記載を省略しております。

また、投資顧問料については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

I 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	前事業年度		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
同一の親会社を持つ会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー	米国 マサチューセッツ 州ボストン 市	29百万 米ドル	銀行、 投資顧問、 投資信託 委託業務、 及びそれ らの関連 業務	なし	なし	助言など の投資顧 問サービスの 提供並び に受入れ	ソフトウェ ア使用料の 支払	229,260	前払金	8,051
								投資顧問料 の支払	164,709		
							ソフトウェ アの使 用契約	人件費等の 支払	135,677	未払金	30,899
							人件費等 及び事務 手数料の 支払	事務手数料 の受取	17,341		
							事務手数料 の支払	事務手数料 の支払	773,947		
	ステート・ストリート信託銀行株式会社	東京都港区	25億円	銀行業	なし	なし	投資信託 計理の事務 サービスの 受入れ	投資信託計 理業務委託	35,235	前払金	34,689
							兼職社員 の人件費 支払等	人件費等の 支払	159,558		
	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ユニティッド・キングダム	英国 ロンドン	62百万 ポンド	投資顧 問、 投資信託 委託業 務	なし	なし	投資顧問サ ービスの受 入れ	投資顧問料 の支払	16,146	-	-
	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ユニティッド・シンガポール	シンガポール 市	136万シ ガポール ドル	投資顧 問業	なし	なし	投資顧問サ ービスの受 入れ及び ETF商 品の紹 介	紹介料の受 取	531	-	-
								投資顧問料 の支払	19,937		

(注) 上記の金額のうち、ステート・ストリート信託銀行株式会社に関しては、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. ソフトウェア使用料及び事務手数料については、グループ全体の費用を一定の基準で配分した金額に基づき決定しております。
2. 人件費及び事務所賃借料については、実際支払額を基として支払いを行っております。
3. 役務料については、当社との間で締結された役務提供契約に基づいて支払われております。
4. 投資顧問料については、当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算されており  
ます。
5. ETF商品の紹介料については、当社との間で締結された役務提供契約に基づいて計算されております。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当事業年度 自 2019年4月 1日 至 2020年3月 31日											
種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
同一の親会社を持つ会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー	米国 マサチューセッツ州ボストン市	29百万 米ドル	銀行、投資顧問、投資信託委託業務、及びそれらの関連業務	なし	なし	助言などの投資顧問サービスの提供並びに受入れ	ソフトウェア使用料の支払	309,576	前払金	694
							ソフトウェアの使用契約	投資顧問料の支払	189,363		
							人件費等の支払	人件費等の支払	129,383	未払金	18,808
							事務手数料の受取	事務手数料の支払	65,925		
							事務手数料の支払	事務手数料の支払	1,057,318		
	ステート・ストリート信託銀行株式会社	東京都 港区	25億円	銀行業	なし	なし	投資信託計理の事務サービスの受入れ	投資信託計理業務委託	37,991	前払金	38,648
							兼職社員の入件費支払等	人件費等の支払	138,065		
	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ユニティッド・キングダム	英国 ロンドン	62百万 ポンド	投資顧問、投資信託委託業務	なし	なし	投資顧問サービスの受入れ	投資顧問料の支払	13,752	—	—
	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール	シンガポール シンガポール市	136万シンガポールドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問サービスの受入れ及びETF商品の紹介	紹介料の受取 投資顧問料の支払	526 22,050	—	—

(注) 上記の金額のうち、ステート・ストリート信託銀行株式会社に関しては、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. ソフトウェア使用料及び事務手数料については、グループ全体の費用を一定の基準で配分した金額に基づき決定しております。
2. 人件費及び事務所賃借料については、実際支払額を基として支払いを行っております。
3. 役務料については、当社との間で締結された役務提供契約に基づいて支払われております。
4. 投資顧問料については、当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算されております。
5. ETF商品の紹介料については、当社との間で締結された役務提供契約に基づいて計算されております。

#### II 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ステート・ストリート・コーポレーション (ニューヨーク証券取引所に上場)  
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インク (非上場)  
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インターナショナル・ホールディングス (非上場)  
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ジャパン・ホールディングス合同会社 (非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

前事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月 31日	当事業年度 自 2019年4月 1日 至 2020年3月 31日
1 株当たり純資産 1,051,566 円 42 銭	1 株当たり純資産 1,058,607 円 22 銭
1 株当たり当期純利益 79,166 円 44 銭	1 株当たり当期純利益 86,073 円 06 銭
なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。	なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(注) 1 株当たり当期純利益の算定基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月 31日	当事業年度 自 2019年4月 1日 至 2020年3月 31日
当期純利益 (千円)	490,831	533,652
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式にかかる当期純利益 (千円)	490,831	533,652
期中平均株式数 (株)	6,200	6,200

(重要な後発事象)

前事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月 31日
該当事項はありません。

当事業年度 自 2019年4月 1日 至 2020年3月 31日
該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

2020年12月18日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社  
取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤雅人  
業務執行社員

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第24期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

---

（注）上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## 中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積

---

(注) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(1) 中間貸借対照表

(単位: 千円)

科	目	期別	第24期中間会計期間末 (2020年9月30日現在)			
			金額	構成比		
流	( 資動資産の部 )					%
	預金	金券	3,412,150			
	前払	金	22,205			
	前払	用金	50,496			
	未収	金	15,233			
	未収	報酬	681,858			
	未収	益	625,087			
	未収	計	356,269			
	流动資産		5,163,300		68.8	
固	定資産					
有	形固定資産				59,326	
	建物	附屬設備	52,073			
	器具	備品	7,252			
無	形固定資産				0	
	ソフトウエア	ア産	0			
投	資その他資産				2,287,499	
	長期差入保証金	資産	67,230			
	繰延税金	資産	2,213,993			
	その他の投資	資産	6,275			
	固定資産	計	2,346,825		31.2	
	資産合計			7,510,126		100.0

(単位：千円)

科	目	別	期中間会計期間末 ( 2020 年 9 月 30 日現在 )	
			金額	構成比
流	( 負債の部 )			%
	預未	負り扱	30,857	
		未払手数料	774,451	
	未そ	未払その他	147,653	
	未未	未払手数料	626,798	
	未未	未払法人事税	11,165	
	未未	未払消費税	1,831	
	賞	与引当	90,325	
		流动負債	202,413	
			1,111,044	14.8
固	定期負債			
	退職給付引当		89,098	
	固定負債計		89,098	1.2
	負債合計		1,200,143	16.0
株	( 純資産の部 )			%
	主資本	本益	6,309,982	84.0
	資利	剰余益	310,000	
		益利	5,999,982	
		益利	77,500	
	その他	利益準備	31,620	
		別途積立金	5,890,862	
		繰越利益剰余金		
	純資産合計		6,309,982	84.0
	負債・純資産合計		7,510,126	100.0

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

科 目	期 別	第 24 期 中 間 会 計 期 間	
		金 額	構成比
営業収益			%
委託者報酬		1,202,593	
投資顧問収入		1,410,901	
その他営業収益	※1	38,003	
		2,651,497	100.0
営業費用・一般管理費			
営業費用		686,141	
支払手数料		299,305	
その他営業費用		386,836	
一般管理費	※2	1,525,243	
		2,211,385	83.4
営業利益		440,111	16.6
営業外収益		1,052	0.0
営業外費用		838	0.0
経常利益		440,325	16.6
特別損失		4,711	0.2
税引前中間純利益		435,613	16.4
法人税、住民税及び事業税		265	0.0
法人税等調整額		155,731	5.9
中間純利益		279,617	10.5

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

(単位:千円)

	株主資本						株主資本合計	純資産合計		
	資本金	利益		剩余金		利益 剩余金 合計				
		利益準備金	その他利益 剩余金	別途積立金	繙越利益 剩余金					
当 期 首 残 高	310,000	77,500		31,620	6,144,244	6,253,364	6,563,364	6,563,364		
当 中 間 期 変 動 額										
剩 余 金 の 配 当	-	-	-	-	-533,000	-533,000	-533,000	-533,000		
中 間 純 利 益	-	-	-	-	279,617	279,617	279,617	279,617		
当 中 間 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-253,382	-253,382	-253,382	-253,382		
当 中 間 期 末 残 高	310,000	77,500		31,620	5,890,862	5,999,982	6,309,982	6,309,982		

【重要な会計方針】

	<p>第 24 期中間会計期間</p> <p>[ 自 2020 年 4 月 1 日 至 2020 年 9 月 30 日 ]</p>				
1. 資産の評価基準 及び評価方法	<p>有価証券 売買目的有価証券 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（取得原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p>				
2. 固定資産の減価 償却方法	<p>(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下の通りであります。</p> <table style="margin-left: 200px;"> <tr> <td>建物附属設備</td> <td>9~10 年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>3~ 7 年</td> </tr> </table>	建物附属設備	9~10 年	器具備品	3~ 7 年
建物附属設備	9~10 年				
器具備品	3~ 7 年				
3. 外貨建の資産及 び負債の本邦通貨 への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。				
4. 引当金の計上基 準	<p>(1) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当中間会計期間に負担すべき金額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。</p> <p>② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11 年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異 発生の翌事業年度に一括費用処理しております。</p>				
5. その他中間 財務諸表作成のた めの基本となる重 要な事項	消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。				

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響に関する仮定について)

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大やそれに伴う経済活動停滞による影響は今後 1 年程度続くものと想定し、当社が顧客から收受する投資顧問料等に一定の影響があるとの仮定を置いております。かかる仮定に基づいた今後の業績見通し及び将来収益力等を勘案し、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に基づき、繰延税金資産の回収可能性について慎重に検討し、繰延税金資産を計上しています。

## 注記事項

(中間貸借対照表関係)

第24期中間会計期間末  
(2020年9月30日現在)

※1. 有形固定資産の減価償却累計額

建物附属設備 75,090 千円  
器具備品 50,177 千円

※2. 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

(中間損益計算書関係)

第24期中間会計期間

[ 自 2020年4月1日  
至 2020年9月30日 ]

※1. 当社とステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーはグループ間移転価格調整の方針に従って調整額を精算することとしております。当中間会計期間に、ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーから当社に支払われた調整額 37,877 千円は、損益計算書のその他営業収益に、また、当社がステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーに支払った調整額 610,748 千円は、損益計算書の事務手数料に含まれております。

※2. 減価償却実施額

有形固定資産 10,422 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第24期中間会計期間

[ 自 2020年4月1日  
至 2020年9月30日 ]

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式	6,200	—	—	6,200

2. 当中間会計期間中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金 の総額	1株あたりの 配当額	基準日	効力発生日
2020年6月24日 定時株主総会	普通株式	533,000 千円	85,967.74円	2020年3月31日	2020年6月25日

(金融商品関係)

第 24 期中間会計期間  
 [ 自 2020 年 4 月 1 日  
 至 2020 年 9 月 30 日 ]

1. 金融商品の時価等に関する事項

2020 年 9 月 30 日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位 : 千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預金	3,412,150	3,412,150	—
(2)未収入金	681,858	681,858	—
(3)未収委託者報酬	625,087	625,087	—
(4)未収収益	356,269	356,269	—
(5)未払手数料	147,653	147,653	—
(6)その他未払金	626,798	626,798	—

(注 1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1)預金

預金は、すべて満期のない預金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2)未収入金、(3)未収委託者報酬、(4)未収収益、(5)未払手数料及び(6)その他未払金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券関係)

第 24 期中間会計期間末  
 ( 2020 年 9 月 30 日 現在)

売買目的の有価証券

貸借対照表計上額 22,205 千円

当中間会計期間の損益に含まれた評価差額 950 千円

(資産除去債務関係)

第 24 期中間会計期間末  
 ( 2020 年 9 月 30 日 現在)

資産除去債務の総額の期中における増減はありません。

(デリバティブ取引関係)

第 24 期中間会計期間末  
 (2020 年 9 月 30 日 現在)

当社はデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

第 24 期中間会計期間末  
( 2020 年 9 月 30 日 現在)

(セグメント情報)

当社は、投資運用業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

(セグメント関連情報)

1. 商品およびサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の 90% を超えるため、記載を省略しています。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦に所在している顧客への収益が中間損益計算書の営業収益の 90% を超えるため、記載を省略しています。なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、集計対象より除いております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の 90% を超えるため、記載を省略しています。

3. 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、記載を省略しております。また、投資顧問料については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

第 24 期中間会計期間	
〔	自 2020 年 4 月 1 日
至 2020 年 9 月 30 日	〕

1 株当たり純資産額 1,017,739 円 12 錢

1 株当たり中間純利益 45,099 円 63 錢

なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

注) 1 株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

第 24 期中間会計期間	
〔	自 2020 年 4 月 1 日
至 2020 年 9 月 30 日	〕
中間純利益 (千円)	279,617
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式にかかる中間純利益 (千円)	279,617
期中平均株式数 (株)	6,200

(重要な後発事象)

第 24 期中間会計期間	
〔	自 2020 年 4 月 1 日
至 2020 年 9 月 30 日	〕

該当事項はありません。

公開日 2021年1月15日  
作成基準日 2020年12月18日

本店所在地 東京都港区虎ノ門1丁目23番1号  
お問い合わせ先 企画部